

【新型コロナウイルス感染症の拡大期における実技研修の開催】

新型コロナウイルス オミクロン株の感染急拡大により、本年 1 月 9 日、3 県にまん延防止等重点措置が適用され、さらに 1 月 19 日には 1 都 12 県に拡大されました。

当会では本措置を受けまして「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定の研修」の実技研修において、従来の感染予防の取り組み (<https://bit.ly/3KsV2r6>) に加えて、次の対策を実施いたします。皆様には ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■実技研修の開催について

- ・開催地にまん延防止等重点措置が適用されている場合、自治体のイベントの開催基準に従って、実技研修を開催あるいは中止といたします。
- ・全国のいずれかの区域でまん延防止等重点措置が実施されている期間に研修を開催する場合には、次の対策を行います。

A. 必須で実施する対策：

- A-1 参加者を含む全ての関係者による健康チェックシートの提出
- A-2 参加者を含む全ての関係者について、個人防護具 (N95 マスク、フェイスガード) の着用 (主催者が準備しますが、ご自身で持参いただいても結構です)
- A-3 会場内への空気除菌器の設置
- A-4 各テーブルへの擦式手指消毒薬の配置

B. 可能な限り実施する対策：

- B-1 計画時定員を半数に変更し、受講者間のスペースをさらに確保 (例：120 人→60 人) ※現時点で定員の半数を超えている場合は不可
 - B-2 B-1 が可能な場合には、研修内容に応じて 1 人 1 組の実習機材等を使用し、受講者同志の接触をできるかぎり回避
- ・講師や実習補助者、会場が手配できない場合には、急遽、中止させていただくことがございます。

■受講について

- ・自身が感染した場合 (疑いを含む) は、参加を自粛いただきます。
- ・自身が濃厚接触者となった場合は、参加を自粛いただきます。
- ・上記の 2 つおよび所属施設の取り決め等により参加が困難な場合には、ご本人からの申請により追加費用なく実技研修の再予約を可能とします。
- ・再予約の申請には専用の申請書を使用してください。 URL：<https://bit.ly/32gLbn1>
- ・上記の適応は、全国のいずれかの区域でまん延防止等重点措置が実施されている期間とします。
- ・出席が困難となった場合の航空券や宿泊のキャンセル等に必要となる費用について、当会は関知いたしません。

■本対策の実施期間について

- ・2022 年 3 月 21 日をもってまん延防止等重点措置が全面解除となりましたので、2022 年 3 月 26 日(土)～27 日(日)の開催より、従来の感染防止をもって実施いたします。

- ・定員につきましては、指導者の手配の関係より本年4月から計画どおりといたします。

発行 2022年1月19日

改訂 2022年3月22日

公益社団法人日本臨床工学技士会